

第一次朝鮮教育令期の国語教科書における 「同化」の概念

久保田 優 子

はじめに

1910年8月、日本は韓国を併合し、翌1911年8月には「第一次朝鮮教育令」を公布して、朝鮮人教育方針を「忠良ナル国民ヲ育成」、即ち、「同化」としたが、その概念は、あいまいなままであり、十分に解明されてはいない。山中速人は、「同化」を、L.ワースのマイノリティーの社会学的同化に関する4類型をもとに、その社会の文化や規範、行動のパターンの習得を促進させるか、抑制するかを意味する「文化的次元」と、住民権の保障、職業機会の平等化、経済上の格差の解消等民族に起因する社会生活上の差別や格差をとりのぞいてゆく方向（同一化、平等化）か、格差や差別を温存したり制度的な障壁を設けたりする方向（異質化、差別化）かという、「社会構造的次元」の二つの次元に区別する必要性を論じている⁽¹⁾。本稿は、「国語」教育による「同化」の概念を検討するため、「文化的次元」に焦点を当てて、朝鮮総督府の価値観やイデオロギーが如実に反映されている、普通学校用「国語」（日本語のこと）教科書を取りあげて、教科書の編纂意図や教材の内容、その取り扱い方を検討して、「同化」の概念及びその構成要素を明らかにしていくものである⁽²⁾。

国語教科書の内容分析を行った李淑子の研究では、併合直後には「忠良ナル臣民」の育成のために、日本の歴史的人物、日本の神話・説話の教材を入れ、皇室関係の教材を増やしたと結論付けている⁽³⁾。しかし、内容分析の前提となる分析枠組みを構築せずに、語彙分析を行った後で出現頻度により分類するという方法をとったために、朝鮮総督府が定めた教科書編纂の趣意が、教科書の内容にどのように反映しているか、という点が示されていないのが問題である。

また、李庸憲は、国語読本の特徴について、国語教育は言語体系の教育にとどまらず、日本精神、天皇制思想の注入の方法として利用されたと論じている⁽⁴⁾。しかし、この結論は、もとより国語読本の主旨として規定されており、「日本精神」・「天皇制思想」の概念を説明しておらず、また、分析の方法として、教科書の単元の名称を一覧表に記述するにとどまり、取り扱い方についての検討を行っていない点で不十分である。

さらに、韓中瑄は、開化期の『日語読本』と植民地期の『訂正普通学校学徒用国語読

本』を比較し、内容面の相違点と特徴について、一国家が植民地に変化したことにあわせて語彙が変わったことを実証したが⁽⁶⁾、これらは、編纂方針に沿った変化を実証したにすぎない。

本稿では、以上の先行研究をふまえて、朝鮮総督府は、普通学校生徒に、国語教育により、どのような「日本社会の文化や規範、行動のパターン」を身につけさせようとしたのか、即ち、どのような意味で「同化」させようとしたのかを解明しようとするものである。

1. 「国語」による「同化」の概念とその構成要素

(1) 「同化」の概念—「国民精神の涵養」「有用の知識技能を得しめる」

普通学校規則第九条の国語の要旨である、「国語ハ普通ノ言語、文章ヲ教ヘ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自由ニ思想ヲ発表スルノ能ヲ得シメ生活上必須ナル知識ヲ授ケ兼テ徳性ノ涵養ニ資スルコトヲ要旨トス」⁽⁶⁾について、朝鮮総督府編輯官立柄教俊は次のように、詳しく説明している。

「たゞに朝鮮人の教育のみならず内地にても殖民地にても教育に於ては二大綱ありて存することは何人も直ちに知ることを得べき所である。所謂二大綱とは教育に関する勅語の御旨趣に基つくべきこと 国語を授けて国民的統一を図るべきこと 是である… (中略) …さてかくの如く国語に重きを置く所以は二の方面より之を見ることが出来るのである。一は所謂形式的方面で、国語を思想交通の方便として其の必要を認むるのである。今日、朝鮮人は一般に国語に興味を有し、中流以上の者は勿論労働者の類に至るまで熱心に之を学ばんことに努めて居る。けれども日猶ほ浅くして内地人と朝鮮人の間の交通は極めて不便であつて、意思の疎通に遺憾が多いのである。かくの如き状態は一国民としての成立に妨礙たらざるを得ぬこと勿論である。これが国語に重きを置くべき理由の一。猶ほ又他の方面より見れば所謂実質^(ママ)式方面で、即ち前記普通学校規則第九条に規定せる如く、国語に依りて国民精神を涵養し、知識技能を得しむることである。こは寧ろ形式的方面の価値にもまさる所のものである。何となれば徒に国語を話し得るも国民精神を得ることなく、有用の知識技能をも習識^(ママ)することなければ、通訳位はできるにしても、忠良の国民として着実の業務に服することは難いからである。兎角、言語文字の方に重きを置くときは此の弊に導き易いから、よく注意せねばならぬことと思ふ。』⁽⁷⁾

立柄教俊によると、国語の趣旨は、「意思疎通」（「コミュニケーションの手段」という言語の一般的役割：筆者）と「国民精神を涵養し有用の知識技能を得しむること」（国語の内容面が果たすべき役割：筆者）の2点であるが、「国民精神を涵養し有用の知識技能を得しむること」こそが重要だと述べている。さらに、「国語を話せるだけでは国民精神を得られず、有用の知識技能を習得しなければ忠良の国民にはなれない」と述べていることから、立柄教俊は、「国民精神を涵養し有用の知識技能を得しむること」こそが、国語による「同化」の目標と考えていると判断される。

つまり、普通学校規則第九条の前半部分の「普通ノ言語文章ヲ教ヘ正確ニ他人ノ言語ヲ了解シ自由ニ思想ヲ発表スルノ能ヲ得シメ」は、「コミュニケーションの手段」としての国語能力の獲得、中央部分の「生活上必須ナル知識ヲ授ケ」は、「有用の知識技能を得しむること」に相当し、後半部分の「徳性ノ涵養ニ資スルコト」は、「国民精神を涵養」することだというわけである。つまり、国語による「同化」とは、「国民精神を涵養すること」と「有用の知識技能を得しむること」であるといえる。

(2) 「同化」の構成要素—「皇室を尊ぶ」「国家に尽す」「実用」「勤勉」

次に、普通学校教科書の内容に関する規定としては、総督府の「教科書一般方針」で、以下のように定められていた。

- 「(三) 内容は教科目の異なるに従ひ各其の特色を有すべきは勿論なるも、直接国民性養成に関係ある教科目に在りては、最も左の諸点を主となすべきこと。
- イ、朝鮮は内地台湾等と同様我が国家の一部をなすものなることを明に知らしむ。
- ロ、我が帝国は万世一系の天皇之を統治し給ふ所なるを知らしむ。
- ハ、我が国が今日の如く国力の発展せること、並に朝鮮人が大日本帝国臣民として外世界一等国の人民と肩を比し、内幸福なる生活を営むを得るは、一に皇室の御恩沢によるものなるを深く印象せしめ、各其の本分を守りて皇室を尊び、国家に尽すべき道を知らしむ。
- ニ、実用勤勉を主とし、空理空論を避けしむ。」⁽⁸⁾

国語の教科書は、上記(三)の「直接国民性養成に関係ある教科目」に該当し、イ、ロ、ハ、ニのなかで、とくに、「日本社会の文化や規範、行動のパターン」養成に関係した事項を抽出すると、「ハ、皇室を尊び、国家に尽す」と、「ニ、実用勤勉」の内容を主とすべきであるということが該当する。

さらに、各教科ごとの教科書編纂要旨のなかで、国語読本（全八冊）については、全部で十項目の編纂方針が定められた。そのうち、内容に関する方針は、以下の（八）の項目が該当する。

「（八）国語読本の内容は修身書と相待ちて品性の陶冶，国民性の涵養に資すべきものなるに付，教材の選択は力めて此の点に留意し…」⁽⁹⁾

即ち、国語教科書で取り上げる内容で留意する点として、ここでも、「国民性の涵養」に重きを置いていることがわかる。

「国民精神を涵養すること」と「有用の知識技能を得しむること」という国語による「同化」のために、教科書編纂において、特に主とすべきは、「教科書一般方針」での教科書の内容の規定にあるように、「皇室を尊び，国家に尽す」，「実用勤勉」である。これらは、それぞれ、「皇室を尊ぶ」，「国家に尽す」，「実用」，「勤勉」に分割される。

したがって、国語における「同化」の概念である「国民精神を涵養すること」と「有用の知識技能を得しむること」の2点を構成する要素は、「皇室を尊ぶ」，「国家に尽す」，「実用」，「勤勉」となる。即ち、国語教科書で取り上げられた題材やその取り扱い方を検討するうえでの分析の枠組みとして、「国民精神を涵養する」ための内容としては、「皇室を尊ぶ」，「国家に尽す」，「勤勉」の教材が該当し、「有用の知識技能を得しむる」ための内容としては、「実用」の教材が該当することになる。

2. 「同化」の構成要素に関する「国語」教材の取り扱い方

(1) 「同化」の構成要素に関する「国語」教材の分類

では、普通学校国語読本では、「国民精神を涵養する」「有用の知識技能を得しむる」教材として、どのような教材がとりあげられているのかを検討しよう。

まず、編纂趣意書で、どのような教材が、これらの枠組みに分類されているのかみてみよう。編纂趣意書は、「第一編 総説」と「第二編 各巻編纂要項」に分かれている⁽¹⁰⁾。

「第一編 総説」では、「第一章 巻数・紙数及び課数」「第二章 言語・文字及び文章」において、教科書の形式面を規定し、「第三章 記述事項」で、教科書の内容面を規定している。「記述事項」の第一番目に、記述事項の掲載順位を規定している。「初メハ主トシテ，生徒ノ日常目撃スル事物ニ就キテ記述シ，漸次，国民トシテ知ラシムベキ各種ノ事項ニ及ビ，以テ普通ノ言語・文章ヲ授ケ，智徳ヲ啓発センコトヲ期セリ」

とあるように、まずは日常生活に関する題材から始め、徐々に国民精神の涵養に関する題材に進むこととされた。

次に、「記述事項」の第二番目から以下の9項目にわたって、取り上げるべき教材が示されている。それらは、①「修身ニ関スル教材」②「昔話・伝説・寓話等」③「国民的特殊教材」④「歴史ニ関スル教材」⑤「地理ニ関スル教材」⑥「理科ニ関スル教材及ビ実業ニ関スル教材」⑦「美育ニ関スル教材」⑧「家事ニ関スル教材」⑨「処世上必要ナル普通事項」である。

これら9項目が、「国民精神を涵養する」「有用の知識技能を得しむる」のどちらに該当するのかを検討した。このうち、①「修身ニ関スル教材」、②「昔話・伝説・寓話等」、③「国民的特殊教材」、⑦「美育ニ関スル教材」の規定において、それぞれ、「徳性の涵養」あるいは「国民性の養成」に資する内容を取りあげることと記されていることから、「国民精神を涵養する」教材に分類した。さらに、地理及び歴史教材に関しては、「教科書一般方針」に、「普通学校教科目中別に地理歴史科の設なきを以て、国語読本教材中にて本邦歴史地理の一斑を授け」⁽¹¹⁾ることとされていたので、国語読本に地理及び歴史教材が取り上げられた。⑤「地理ニ関スル教材」について、「記述事項」の規定では「本邦地理ノ大要ヲ示スニ足ルベキ重要ナル事項ヲ授ケ、幾分、外国地理ヲモ加ヘタリ」とのみあり、上記2分類のどちらに該当するのかが書かれていないが、教科書にあたって、その取り上げ方を検討すると、地理的説明以外に日本のシンボルや天皇に言及した記述がある課があるので、「国民精神を涵養する」教材に分類した。また、④「歴史ニ関スル教材」は、「記述事項」において、「歴代天皇ノ御仁政ヲ始メ…古来、内地ト朝鮮トノ間ニ存セル関係ヲ知ラシムベキ類ノ事項」を取りあげることが規定されているため、これも「国民精神を涵養する」教材に分類した。

⑥「理科ニ関スル教材及ビ実業ニ関スル教材」と⑧「家事ニ関スル教材」⑨「処世上必要ナル普通事項」は「有用の知識技能を得しむる」に分類した。ただし、「有用の知識技能を得しむる」に分類された教材でも、その取り扱い方によっては「国民精神を涵養する」に関係する可能性があるため、次項で教材の取り扱い方の検討の際に、この点に十分に注意した。なお、以下では、便宜上、「修身ニ関スル教材」は、「修身教材」、「歴史ニ関スル教材」は、「歴史教材」、「地理ニ関スル教材」は、「地理教材」、「理科ニ関スル教材及ビ実業ニ関スル教材」は、「理科・実業教材」、「美育ニ関スル教材」は、「美育教材」、「家事ニ関スル教材」は、「家事教材」、「処世上必要ナル普通事項」は、「処世上必要事項」と略すこととする。

(2) 各巻の教材の構成

次に、普通学校国語読本の各巻には、「同化」の概念、即ち、「国民精神を涵養する」及び「有用の知識技能を得しむる」に該当する、どのような題材がとりあげられているのかを検討するために、まず、各巻で取り上げられた題材を分類しよう。その際に、巻一から巻六において取り上げられた題材が何に関する教材なのかについての説明である、編纂趣意書の「第二編 各巻編纂要項」を中心にして、以下に分類していくこととする。

また、巻七・巻八についての「編纂要項」は、それぞれ、巻七については、巻六までの各種教材を補うことと、地理教材の補充、歴史的仮名遣の使用、文語体の導入が中心となることが規定されている。巻八については、巻七に続いて、各種教材を補うことと、地理教材の補充、歴史的仮名遣の使用、文語体における候文と漢文の訓読が中心となることがとされている。しかし、これらの2巻で取り扱う教材についての解説は書かれていない。そこで、巻七・巻八については、教材の内容により、前掲9項目のどの分類に属すのかを検討した。なお、各課の題名には、カナがついている場合もあるが省略している。

(巻一)

巻一は、「編纂要項」にあるとおり、身体用語・学校用語・実の回りのものの名前・文字(カタカナ)・易しい漢字の提示により、国語教授の基礎を授けるために必要な事物・文が掲載されており、前述の9項目に関する教材は取り扱われていない。

(巻二)

巻二には、「編纂要項」では①「修身教材」として、第2課「アサノアイサツ」、第7課「オキヤク」、第8課「ジュンサ」、第10課「シンセツナコドモ」、第17課「兄ト弟」、第18課「シンネン」、第19課「日ノマルノハタ」、第20課「テンノウヘイカ」、第21課「オカアサン」、第25課「手ヌグイ」をあげている。また、方位及び時間の観念は、事物の理解に必要な基礎的知識であるとしてとりあげている、第9課「四方」、第11課「ゴゼントゴゴ」は、⑨「処世上必要事項」に分類される。

(巻三)

巻三では、①「修身教材」として、第20課「めいじてんのう」、第21課「お花」、第22課「テンチョウセツ」、第23課・第24課「ヤクショ (一)・(二)」、⑤「地理教材」として、第16課「山ノ上ノナガメ」、第17課「地図ノ見カタ」、第19課「だいにっぽんていこく」、②「昔話」として、第4課・第5課・第6課で「花サカセジジイ (一)・(二)・(三)」を載せている。

(巻四)

巻四では、①「修身教材」として、第3課「トリツギ」、第5課「からすとくじゃく」、第10課「アリトセミ」、第11課「貞童のちょきん」、⑤「地理教材」として、第15課「富士山」、第16課「朝鮮」、④「歴史教材」として、第7課「皇大神宮」、第14課「すさのおのみこと」、第18課「神武天皇」を、②「昔話・伝説・寓話等」(内地と朝鮮との関係を示すもの)として、第22課「卵から生まれた王」、第24課「巴提便」を、載せている。また、③「国民的特殊教材(我が国風俗)」(祝日・大祭日の由来)として、第7課「皇大神宮」(神嘗祭、新嘗祭のこと)、第18課「神武天皇」(紀元節、神武天皇祭のこと)、第28課「一年」(春季皇霊祭、秋季皇霊祭のこと)を載せている。

(巻五)

巻五では、①「修身教材」として、第1課「新学年」、第10課「道ブシン」、第20課「今上天皇陛下」、第21課「孝子萬吉」、第26課「鹽原多助」、第28課「裁判所」、⑤「地理教材」として、第3課「朝鮮の地勢」、第13課「琵琶湖」、第18課「東京」、第27課「京城」、④「歴史教材」として、第4課「日本武尊」、第11課「応神天皇」、第23課「仁徳天皇」を、⑨「処世上必要事項」(口語体書翰文)として、第19課「はがき」を、⑥「理科・実業教材」(理科・農業に関する教材)として、第5課「雲雀」、第6課「茶ト桑」、第7課「生物と無生物」、第9課「織物」、第17課「胡瓜ノ花」、第22課「あさがお」、第24課「水と火」、第25課「炭と油」を載せている。

(巻六)

巻六では、①「修身教材」として、第3課「明治天皇」、第17課「おもいやり」、第23課「都会と田舎」、第24課「人の職業」、第26課「井上でん」、第29課「朝鮮総督府」、⑤「地理教材」として、第1課「日光」、第5課「朝鮮地理問答」、第9課「本州と四国」、第10課「大阪からの手紙」、第16課「京都見物の話」、第18課「九州と台湾」、第19課「北海道ト樺太」、第20課「隣国」、④「歴史教材」として、第21課・第22課「明治二十七八年戦役(一)・(二)」、第27課・第28課「明治三十七八年戦役(一)・(二)」、⑨「処世上必要事項」(書翰文)として第8課「甘藷を贈る手紙」、第10課「大阪からの手紙」、第15課「年始状」を、⑥「理科・実業教材」(理科・農業に関する教材)として、第2課「稲刈」、第6課「雁」、第7課「甘藷」、第11課・第12課「人ノカラダ(一)・(二)」、第13課「食物」を載せている。

なお、巻一から巻六までの教材について、「編纂要項」に分類が載っていない教材については、筆者がその内容を検討して分類した。巻三の第3課「ウメトサクラ」(日本の国花桜への賞賛)と、巻四の第1課「キクノ花」(菊の花の賞賛と皇室のご紋の紹介)、巻四第13課「君がよ」、巻四の第25課「ことわざ」(ことわざにより教訓を教え

る)、巻六の第4課「菊」(天皇の御紋を尊ぶ詩)を①「修身教材」に分類した。巻二の第22課「月ノカゾエカタ」(1月から12月までの数え方)と、巻三の第7課「かたかなとひらがな」(かなの書き方)、第9課「日のかぞえかた」(日にちの数え方)、第11課「ものさし」(物差しの使い方、長さの単位を教える内容)、第25課「トケイ」(時刻の数え方、時計の見方を教える内容)、それに、巻四第8課「マス」(ものの量を量る枡の使い方)、巻五の第15課「ハカリ」(ものの重さを測る道具と重さの単位の説明)を、⑨「処世上必要事項」に分類した。巻四の第6課「穀物」(穀物の種類と使い方の説明)は、⑥「理科・実業教材」に、巻四第4課「さいほう」・巻五の第14課「さいほうとせんたく」(裁縫と洗濯は女子の仕事である)は、⑧「家事教材」に分類した。

⑦「美育ニ関スル教材」については、巻二第4課「ツキ」・第27課「タコ」、巻五第2課「春が来た」、巻六第4課「菊」・第17課「おもいやり」が該当する。

(巻七)

巻七で、まず、①「修身教材」に該当するのは、第24課「つとめてやまず」(戊申詔書の教えを守って実業を勤勉に務めよ)、第29課「地方ノ行政」(人民の幸福のために地方に役人を置いている)であり、巻六の「編纂要項」で、第29課「朝鮮総督府」の内容(朝鮮総督府のおかげで幸福である)が、「修身教材」に分類されていたことから同じ様に判断される。

次に、⑥「理科・実業教材」と判断されるのは、第5課「我が国ノ産物(一)」(農産物の説明)、第6課「我が国ノ産物(二)」(工業・養蚕・焼物・鋳工業・水産業などの産業の説明)、第7課「焼物ト塗物」(陶磁器・漆器の説明)、第8課「模様ト色」(様々な模様と色の説明)、第11課「会社と銀行」(会社と銀行の業務と仕組みについての説明)、第12課「為替」(為替の仕組みの説明)、第13課「組合」(組合の仕組みの説明)、第14課「病気」(伝染病とその予防・治療についての説明)、第26課「森林」(森林の有用性の説明)、第27課「材木」(木の種類と用途の説明)、第28課「家」(家をつくる材料と家の構造の説明)である。

⑦「美育ニ関スル教材」には、第1課・第2課・第3課「我が国の景色(一)・(二)・(三)」・第4課「日本の国」・第24課「つとめてやまず」が、該当する。

また、⑨「処世上必要事項」として、第10課「出立の日取を問い合わせる手紙」(手紙の書き方)、第16課「病気見舞の手紙」、第23課「電報」(電報の出し方、料金の説明)が該当する。

(巻八)

巻八で、①「修身教材」に該当するのは、第1課「皇室」(有難い皇室の恩を忘れるな)、第2課「和歌」(明治天皇と後醍醐天皇の民を思う歌と歌人源実朝と本居宣長の

日本人の忠義心を述べた歌), 第3課「天日槍」(垂仁天皇に仕えた名家の話), 第7課「世界(一)」(国民は忠良で日本国を盛んにすべきという内容), 第13課「稲橋村の美風」(日露戦争の軍事公債に応じた勤勉な村の話), 第15課「慥ナ保証」(人柄は身なりや行動に現れるという教え), 第21課「金剛石」(昭憲皇太后が詠んだ歌[日々励めという内容]を紹介したもの)で, 第25課「拾物届」(拾いものをしたときの心得), 第26課「労働」(どんな労働でも神聖であり働くべきであるという内容), 第28課「孔子と孟子」(孔孟の道を説く内容), 第29課「菅原道真」(忠義心の深い道真を称える内容), 第30課「大日本帝国(一)」(万世一系の天皇の治める国という説明), 第31課「大日本帝国(二)」(国民は皇恩に報いて国運の隆昌を図るべき)である。巻八では, 全体で31課のうち「修身教材」が計13課(42%)を占め, そのうち, 計9課が「皇室及び国家ニ対スル心得」を占めて(全課の29%, 修身教材の69%)おり, 普通学校最終学年である4学年後半期で, 最後の国語教科書によって, 生徒に対してこれら皇室・国家への心得を仕上げようとする意図が示されている。

次に, ⑤「地理教材」に該当するのは, 第7課「世界(一)」(地球は丸いこと, 日本の面積)・第8課「世界(二)」(外国の国名, 都市の説明)・第9課「世界(三)」(世界の人口)である。⑨「処世上必要事項」は, 第12課「書物を借用する手紙」, 第22課「暦」(暦で月・日・曜日・祝祭日・節気・干支がわかる), 第23課「旧師に送る手紙」(恩師への手紙の書き方), 第27課「注文状」(注文の書状の書き方)が該当する。⑥「理科・実業教材」は, 第11課「動物の体色」(動物の保護色の話)と, 第14課「地方金融組合」(金融組合の仕組みの説明), 第17課「まっち」(マッチの製造工程の説明), 第18課「分業ト共同」(物の生産の分業と共同という業務についての説明)が該当する。④「歴史教材」には, 第16課「日本海ノ海戦」(東郷司令官が皇国のためにロシアの大艦隊を破った話)と第29課「菅原道真」が該当する。

⑦「美育ニ関スル教材」には, 第2課「和歌」・第21課「金剛石」が該当する。

以上の巻二から巻八までで, 言及しなかった課は, 総て, ⑨「処世上必要事項」に分類される。

(3) 各教材の取り扱い方

次に, 各教材の教科書での取り扱い方を検討する。

① 「修身ニ関スル教材」《表1》

まず, 「修身に関する教材」を検討するが, 予め検討の枠組みを決めておくために, 普通学校国語読本編纂趣意書の「記述事項」に「修身ニ関スル教材」について, 「修身科ノ教授ト相俟チテ, 徳性ノ涵養ヲ図レリ」とあることから, 『普通学校修身書編纂趣

意書』の「第一編 総説」の「第二章 教材」の項で関係部分を参照しておくこととする。

- 「一、教材ハ普通学校規則第八条ニ拠リ、教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基ヅキ、道徳上ノ思想及ビ情操ヲ養成シ、旧来ノ良風美俗ヲ失ハザランコトニ注意シ、実践躬行ヲ勸奨スルニ必要ナルモノヲ選ベリ。戊申 詔書ノ旨趣中、朝鮮人教育ニ必要ナル諸点ハ、スベテ之ヲ包含セシメタリ。
- 二、各学年ニ於テ、個人トシテノ心得、家庭ニ於ケル心得、他人ニ対スル心得、社会ニ対スル心得、皇室及ビ国家ニ対スル心得ヲ反復循環シテ提示セリ。国民道徳ノ中枢タル忠孝ノ観念ノ養成ニハ、特ニ重キヲ置ケリ。国家ノ法規、政府ノ命令ヲ誠実ニ遵奉シ、官庁・官吏ニ対スル尊敬信賴ノ念ヲ厚クシ、苟モ之ニ対シテ誤解ナカラシメンコトヲ務メタリ。朝鮮人ノ教育上、特ニ注意スベキ諸徳ノ涵養ニ務メタリ。」⁽¹²⁾

このように、『普通学校修身書編纂趣意書』によれば、修身教材は、「個人トシテノ心得」、「家庭ニ於ケル心得」、「他人ニ対スル心得」、「社会ニ対スル心得」、「皇室及ビ国家ニ対スル心得」に分類されている。そこで、国語読本で取り上げられた修身教材が、上の心得のどれに該当するかを検討した結果が《表1》の右部分である。なお、「皇室及ビ国家ニ対スル心得」は、「皇室ニ対スル心得」と「国家ニ対スル心得」に分けており、内容が複数の心得に該当する場合もある。

1. 「皇室ニ対スル心得」

「皇室ニ対スル心得」に該当する教材の取り上げられ方をみてみよう。《表1》の分類で、「皇室」とある課のうち、「皇室ニ対スル心得」について、本文中に記述がある課をとりあげて、みていくこととする。(下線は筆者) 卷二第20課「テンノウヘイカ」で、「テンノウヘイカハ、親ガ子ヲカワイガルヨウニ、人民ヲカワイガツテクダサイマス。私ドモハ、テンノウヘイカノゴ恩ヲ、アリガタク思イマス。」, 卷三第20課「めいぢてんのう」で、「明治天皇は今上天皇陛下の御父君でございます。四十六年の間、御位にあらせられまして、我が国を今のように盛んになさいました。われら国民は、その御恩をまことにありがたく思っています…われらは明治天皇の御恩を、いつまでも、わすれてはなりません。」, 卷三第22課「テンチョウセツ」で、「八月三十一日ハ天長節デゴザイマス…先生ハ、今上天皇陛下ノ御恩ノアリガタイコトヲ、オ話シニナリマス。」, 卷五第20課「今上天皇陛下」で、「今上天皇陛下ガ、内地ノ人民モ、朝鮮・台湾等ノ人民モ、皆之ヲ子ノ如クニオボシメシテ、同ジ様ニ御アワレミ下サルノハ、マコ

トニ、アリガタイコトデゴザイマス。』、卷六第3課「明治天皇」で、「明治天皇ハマコトニスグレタオ方デイラセラレマシテ…其ノオカゲデ、天皇ノ御治世中ニ、我が国ハ何事モ進歩シテ、世界ノ一等国ノ一ツトナリマシタ…金一千七百余万円ヲ御下賜ニナリ、之ヲ朝鮮中ノ各府郡ニ分配シテ、産業ヲ励マシ、教育ヲ進メ、凶年ニ備エルヨウニサセラレマシタカラ、朝鮮ノ人々ハ、永遠ニ、此ノオ恵ヲ蒙ルノデアリマス。マコトニ、アリガタイコトデアリマセンカ。』、卷八第1課「皇室」で、「御代々の天皇は、万民を子の様に思召して、仁政を施されました…かやうに有り難い皇室を、戴いて居る我々日本臣民は、まことに幸福なものでございます。決して其の御恩を忘れてはなりません。』、卷八第31課「大日本帝国（二）」で、「我が大日本帝国ハ、上ニ仁慈ノ天皇陛下ヲ戴キ奉リ、下ニ忠良ノ臣民アリ。国威日ニ揚リ、国力月ニ進ム。国民タルモノ益奮励努力シテ、皇恩ノ万分ノ一ニ報イ奉リ、国運ノ隆昌ヲ図ラザルベカラズ。」と記述されている。

このように、「皇室ニ対スル心得」に該当する教材は、「天皇への感謝」の気持ちを持たせる表現のみであり、「天皇への忠誠」を求めようとする表現は全くない。

2. 「国家ニ対スル心得」

次に、「国家ニ対スル心得」に関する教材の取り上げられ方について、普通学校生徒にどのような意識をもたせようとしたのかを検討しよう。

卷二第19課「日ノマルノハタ」では、「日ノマルハ…リッパニ見エマス…マコトニイサマシウゴザイマス」と、日の丸の旗を賛美する内容である。卷三第3課「ウメトサクラ」は、梅と桜を賛辞する内容である。卷三第23課「ヤクショ（一）」では、「郡庁ハ…役人ガ居テ…人民ノタメニナルコトヲシテクレマス」、卷三24課「ヤクショ（二）」では、「役所ハ、皆人民ノタメニナルコトヲシテクレルノデス。誰デモ役所ノ命令ハ、ヨク守ラナケレバナリマセン。又役人ニモ無礼ヲシテハナリマセン」と、人民のためにいる役人の命令を遵守すべきという内容である。

卷五第28課「裁判所」は、「争ヲシナイ様ニシテ、裁判所エ出ナイ方ガヨイノデス…裁判ヲ受ケテ、罪ガキマルト、監獄エヤラレテ、難儀ナ仕事ヲシナケレバナリマセン」と、裁判で有罪になると難儀だから争いをしないようにという内容である。

卷六第24課「人の職業」では、「農業・工業・商業等も又甚だ大切に、決して賤しむべきものではありません…人は誰でも自分の職業を励んで、家を富まし、国のためになるように、心がけなければなりません」と、国のためになるように実業を奨励する内容である。卷六第26課「井上でん」は、井上でんが、国のため世のためになるように、久留米餅を創始したことを称える内容である。卷六第29課「朝鮮総督府」では、「朝鮮ハ、久シイ間、政治ガ乱レテ、人民ハ安ラカニ暮スコトガ出来ズ、又時々、外

《表1 修身ニ関スル教材》

| 巻 | 課 | 題名 | 内 容 | 分 類 |
|----|---------|-------------|--------------------------|-------|
| 巻二 | 第 2 課 | アサノアイサツ | 学校で先生と生徒が朝のあいさつをする | 他人 |
| | 第 7 課 | オキヤク | お客の迎え方 | 他人 |
| | 第 8 課 | ジュンサ | 悪いことをしてはいけない | 社会 |
| | 第 10 課 | シンセツナコドモ | 盲人に親切にする子供の話 | 他人 |
| | 第 17 課 | 兄ト弟 | 兄は弟に親切にし弟は兄のいうことを聞く話 | 家庭 |
| | 第 18 課 | シンネン | 新年の挨拶 | 家庭 |
| | 第 19 課 | 日ノマルノハタ | 日の丸の旗は立派で勇ましい | 国家 |
| | 第 20 課 | テンノウヘイカ | 天皇の恩に感謝する | 皇室 |
| 巻三 | 第 21 課 | オカアサン | 子の看病をする母親の話 | 家庭 |
| | 第 25 課 | 手ヌグイ | 衛生観念を教える | 個人 |
| | 第 3 課 | ウメトサクラ | 梅と桜への賛辞 | 国家 |
| | 第 20 課 | めいぢてんのう | 明治天皇への恩を忘れない | 皇室 |
| | 第 21 課 | お花 | ごみを道に捨てるな | 社会 |
| 巻四 | 第 22 課 | テンチョウセツ | 今上天皇の恩に感謝する | 皇室 |
| | 第23・24課 | ヤクショ(一)・(二) | 役所は人民の為にあるから、命令遵守 | 国家 |
| | 第 1 課 | キクノ花 | 皇室の御紋菊の花の紹介 | 皇室 |
| | 第 3 課 | トリツギ | 客の取次ぎの仕方 | 他人 |
| | 第 5 課 | からすとくじゃく | 見栄を張るな | 個人 |
| 巻五 | 第 10 課 | アリトセミ | 勤勉を教える話 | 個人 |
| | 第 11 課 | 貞童のちよきん | お手伝いと貯金をする子供の話 | 個人 |
| | 第 13 課 | 君がよ | 君が代の解釈(天皇陛下を祝う歌) | 皇室 |
| | 第 25 課 | ことわざ | ことわざを通して教訓を教える内容 | 個人 |
| 巻六 | 第 1 課 | 新学年 | 学校を休まず一層勉強しようとする子供の話 | 個人 |
| | 第 10 課 | 道ブシン | 村人が力をあわせて道作りする話 | 社会 |
| | 第 20 課 | 今上天皇陛下 | 今上天皇への感謝 | 皇室 |
| | 第 21 課 | 孝子萬吉 | 親孝行の子どものお話 | 家庭 |
| | 第 26 課 | 鹽原多助 | 倭約家が成功した話 | 個人 |
| | 第 28 課 | 裁判所 | 裁判所の役割 | 国家 |
| 巻七 | 第 3 課 | 明治天皇 | 明治天皇の恩への感謝 | 皇室 |
| | 第 4 課 | 菊 | 皇室の御紋菊の花への賛辞 | 皇室 |
| | 第 17 課 | おもいやり | 人の身を思いやるべき | 個人 |
| | 第 23 課 | 都会と田舎 | 農業を嫌う不心得を誠める話 | 個人 |
| | 第 24 課 | 人の職業 | 実業を尊び、国のために励むべき | 国家・個人 |
| | 第 26 課 | 井上でん | 久留米餅の創始者を称える | 国家 |
| | 第 29 課 | 朝鮮総督府 | 朝鮮総督府のおかげで幸福である | 国家 |
| 巻八 | 第 24 課 | つとめてやまず | 実業を勤勉に務めよ | 個人 |
| | 第 29 課 | 地方ノ行政 | 地方の役人は人民の幸福のため | 国家 |
| 巻八 | 第 1 課 | 皇室 | 有難い皇室の恩を忘れるな | 皇室 |
| | 第 2 課 | 和歌 | 天皇の民を思う歌と歌人が日本人の忠義心を歌った歌 | 皇室 |
| | 第 3 課 | 天日槍 | 垂仁天皇に仕えた名家の話 | 皇室 |
| | 第 7 課 | 世界(一) | 国民が忠良で国を盛んにすべき | 国家 |
| | 第 13 課 | 稲橋村の美風 | 軍事公債に応じた勤勉な村の話 | 国家 |
| | 第 15 課 | 慥ナ保証 | 人柄は身なりや行動に現れる | 個人 |
| | 第 21 課 | 金剛石 | 昭憲皇太后の日々励めという歌を紹介 | 皇室 |
| | 第 25 課 | 拾物届 | 拾い物をしたときの心得 | 個人 |
| | 第 26 課 | 労働 | どんな労働でも神聖である | 個人 |
| | 第 28 課 | 孔子と孟子 | 孔孟の道を説く内容 | 家庭・個人 |
| | 第 29 課 | 菅原道真 | 忠義心の深い菅原道真が天皇に感謝した話 | 皇室 |
| | 第 30 課 | 大日本帝国(一) | 万世一系の天皇が治める国という説明 | 皇室 |
| | 第 31 課 | 大日本帝国(二) | 国民は皇恩に報いて国運の隆盛を図れ | 皇室 |

国カラ侵サレテ、常ニ東洋ノ禍ノ源トナリマシタ。^(ママ)ソレデ明治天皇ハ東洋ノ平和ヲ保チ、人民ノ幸福ヲ進メルタメニ、明治四十三年八月ニ総督ヲオ置キニナツテ、朝鮮ヲ治メシ給イ」と、明治天皇が朝鮮総督を置いたのは、朝鮮人民の幸福の為であることを述べ、そして、朝鮮総督府の組織を説明し、最後に、「此ノ様ニシテ、政治ガヨク行キ届キマスカラ、其ノオカゲデ、我々ハ、今日ノ様ニ、幸福ニ暮スコトガ出来ルノデス」と、朝鮮総督府をありがたく思わせる内容である。

巻七第29課「地方ノ行政」では、朝鮮を含めた日本の地方行政及び地方の役人の説明をし、最後に、「カクノ如ク種々ノ役所ヲ設ケ、ソレベノ役人ヲ置クハ、ヨク各地方ヲ治メ、人民ノ幸福ヲ図ランガタメナリ」と、役人がいるのは人民の幸福のためという内容である。巻八第7課「世界（一）」では、「第一大切ナコトハ、国民ガ忠良デ、ハタラキノアル人ニナルコトダ。皆サンモ常ニ之ヲ忘レナイデ、我ガ日本国ヲ益盛ニスルヤウニ、心掛ケナケレバナリマセンゾ」と、国が盛んになるために忠良で働きのある人になることを教える内容である。

また、巻八第13課「稲橋村の美風」では、愛知県の小さな山村の人々が、農業と副業に励み、貯金もし、日露戦争の軍事公債に一番先に応じたという美風を紹介している。

以上をまとめると、「国家ニ対スル心得」に関する教材の取り上げられ方は、生徒に、国家繁栄のために実業に就いて勤勉に働き、争いをせず、従順に役人の命令を守ることを教えようとしたものであった。

3. 「個人トシテノ心得」

次に、「個人トシテノ心得」に関する教材の取り上げられ方について、普通学校生徒にどのような意識をもたせようとしたのかを検討しよう。

巻二第25課「手ヌグイ」は、他人の手ぬぐいを借りると病気がうつるから借りるなという衛生観念を教える内容である。

巻四第25課「ことわざ」は、ことわざにより教訓を教える内容である。巻四第5課「からすとくじゃく」は、烏が美しい孔雀のまねをして泣く目にあつた話から、見栄を張るなと誡めた内容であり、巻四第10課「アリトセミ」は、暑い夏でも休まずに汗を流して働くことの大切さを教える内容である。

巻五第1課「新学年」は、欠席や遊びをせずに一層勉強して先生や両親の言いつけを守る良い人になるという内容であり、巻五第26課「鹽原多助」では、炭屋の奉公人であった男が、儉約をして大きな炭屋をなしたという話で、儉約を教えるものである。

巻六第17課「おもいやり」は、人の身を思いやらないものは情け知らずだという内容である。巻六第23課「都会と田舎」は、普通学校卒業生が、田舎を捨てて都会に出

たが、叔父に諭されて田舎に戻って農業に励み富裕な農家となって村民に尊敬された話であり、都会の生活をうらやむのではなく、田舎の農業に励むべきであることを教えるものである。巻六第24課「人の職業」は、「農業・工業・商業等も甚だ大切に、決して賤しむべきものではありません」とあるように、実業を奨励する内容である。

巻七第24課「つとめてやまず」は、実業に就いて勤勉に務めよという内容であり、巻八第15課「慥ナ保証」では、人柄は身なりや行動に現われるという内容であり、巻八第25課「拾物届」は、拾い物は警察署か憲兵隊に届けなさいという内容であり、巻八第26課「労働」は、「額に汗して食え」という格言をあげて、どんな労働でも神聖であり働かなければならないことを教える内容である。巻八第28課「孔子と孟子」は、国勢を盛んにした孔子や母の教えを守り学業に励んだ孟子の道を教える内容である。

以上から、「個人トシテノ心得」に関する教材は、生徒に、見栄を張らずに儉約し、実業に励むことを教えることを意図したものである。

4. 「家庭ニ於ケル心得」

次に、「家庭ニ於ケル心得」に該当するのは、巻二第17課「兄ト弟」(兄は弟に親切にし、弟は兄の言うことを聞くという話)、巻二第18課「シンネン」(新年に挨拶をする内容)、巻二第21課「オカアサン」(母親の看病のおかげで子の病気は治るだろうという話)、巻五第21課「孝子萬吉」(親孝行な子どもの話)、巻八第28課「孔子と孟子」(孟子は母の戒めをきいて大儒となった話)で、親孝行し兄・親に従うことを教える内容である。

5. 「他人ニ対スル心得」

「他人ニ対スル心得」に該当するのは、巻二第2課「アサノアイサツ」(学校での先生への朝の挨拶の仕方)、巻二第7課「オキヤク」(お客の迎え方)、巻二第10課「シンセツナコドモ」(盲人に親切にする子どもの話)、巻四第3課「トリツギ」(客の取次ぎの仕方)で、他人や先生、客に対する礼儀、障害者に親切にすべきことを教える内容である。

6. 「社会ニ対スル心得」

「社会ニ対スル心得」に該当するのは、巻二第8課「ジュンサ」(悪いことをしてはいけないという内容)、巻三第21課「お花」(ごみを道に捨てるなという内容)、巻五第10課「道ブシン」(村人が力をあわせて道作りをする話)で、社会道徳や社会のために協力することを教える内容である。

② 「昔話・伝説・寓話等」に関する教材《表2》

《表2》で、巻二第29, 30, 31課「モモタロウ」と巻三第4, 5, 6課「花サカセジ

《表2 昔話・伝説・寓話等》

| 巻 | 課 | 題名 | 内容 |
|----|------------|------------------------|------------------------------|
| 巻二 | 第29・30・31課 | モモタロウ(一)・ (二)・(三) | 日本の昔話 |
| 巻三 | 第4・5・6課 | 花サカセジジイ(一)・ (二)・(三) | 日本の昔話 |
| 巻四 | 第22課 | 卵から生まれた王 | 新羅の始祖昔脱解の伝説(古来の内地と朝鮮との関係を示す) |
| | 第24課 | 巴提便 | 巴提便が虎を殺して子どもの敵をとった話 |
| 巻八 | 第3課 | 天日槍 | 新羅の王子が皇室に仕えた話 |

ジイ(一)・(二)・(三)」は、日本の昔話であり、「国語読本編纂趣意書」の「記述事項」にあるように、「昔話・伝説・寓話等…生徒ノ興味ヲ喚起シ、徳性ヲ涵養スルニ足ルモノ」⁽¹³⁾に該当する。他方、朝鮮人を扱った課である、巻四第22課「卵から生まれた王」は、内地で卵から生まれた男の子が新羅の王になったという話で新羅の始祖昔脱解の伝説である。新羅の始祖は日本生まれとすることで、古来朝鮮は内地の支配下にあったとして、併合を合理化する狙いがある。巻四24課「巴提便」は、天子の使者である巴提便が朝鮮にわたって、子どもを殺した虎を退治して天子に献上した話である。巻八第3課「天日槍」は、出典は日本書紀で、天皇の徳を慕って日本に来た新羅の王子が皇室に仕えた話である。昔は朝鮮の王子でさえ天皇の徳のすばらしさを慕い、自ら皇室に仕えたことを取り上げることで、今、日本の臣民となった一般庶民は天皇の徳に感じ入り、仕えるのは当然であることを教えようとした。

③ 「国民的特殊教材」《表3》

これに関する教材は、《表3》のように、巻四に計3課が取り上げられているが、いずれも皇室に関する祝祭日を扱っており、これは皇室のことをお祭りすることを教える内容であり、「皇室ニ対スル心得」を教える「修身教材」ともいえるものである。

《表3 国民的特殊教材》

| 巻 | 課 | 題名 | 内容 |
|----|------|------|-------------|
| 巻四 | 第7課 | 皇大神宮 | 新嘗祭・神嘗祭の由来 |
| | 第18課 | 神武天皇 | 神武天皇祭の由来 |
| | 第28課 | 一年 | 春季・秋季皇霊祭の由来 |

《表4 歴史ニ関スル教材》

| 巻 | 課 | 題名 | 内容 |
|----|---------|------------------|--------------------------------|
| 巻四 | 第7課 | 皇大神宮 | 尊い天照大神を祭る神社の話 |
| | 第14課 | すさのおのみこと | 強いすさのおのみことの話 |
| | 第18課 | 神武天皇 | 悪者から人民を救った神武天皇の話 |
| 巻五 | 第4課 | 日本武尊 | 悪者を征伐した日本武尊の話 |
| | 第11課 | 応神天皇 | 応神天皇の時代国威が盛んだった話 |
| | 第23課 | 仁徳天皇 | 情け深い仁徳天皇の話 |
| 巻六 | 第21・22課 | 明治二十七八年戦役(一)・(二) | 日清戦争で日本が勝ち朝鮮が清国の属国でないことを認めさせた話 |
| | 第27・28課 | 明治三十七八年戦役(一)・(二) | 日露戦争で朝鮮に進んできたロシアに勝った話 |
| 巻八 | 第16課 | 日本海ノ海戦 | 東郷司令官が皇国のためにロシアの大艦隊を破った話 |
| | 第29課 | 菅原道真 | 忠義心の深い道真が天皇に感謝した話 |

④ 「歴史ニ関スル教材」《表4》

「歴史ニ関スル教材」は、国語読本の編纂要旨の(九)に、「本書に掲ぐべき歴史教材に於て、内地朝鮮間の親密なる関係を示すに足る古来の伝説史話は多く之を選び、国民的思情の養成を助くることに務め、近世に於ける我が国力発展の事実並に日韓併合の次第は何れも之を記述せり。又仁徳天皇の御仁政、菅原道真の誠忠の如きも之を掲載す」⁽¹⁴⁾とあったように、これらの内容をすべて取り上げている。

さらに、内容を詳細に検討すると、《表4》のようになり、巻六第21課・第22課・第27課・第28課の計4課は、日本の軍隊が朝鮮を守るために戦った戦争で勝ったことを題材にしており、巻八第29課「菅原道真」をはじめ、巻四第7課・第14課・第18課、巻五第4課・第11課・第23課の計7課は、いずれも、皇室への賛辞、敬服、尊敬を扱った題材であり、さながら「修身教材」としての役割を果たしているといえよう。

⑤ 「地理ニ関スル教材」《表5》

《表5》をみると、編纂趣意書の「記述事項」の「地理ニ関スル教材」に、「本邦地理ノ大要ヲ示スニ足ルベキ重要ナル事項ヲ授ケ、幾分、外国地理ヲモ加へたり」⁽¹⁵⁾とあるとおり、日本地理と外国地理が取り上げられている。

ただし、巻四第15課「富士山」は富士山を称える内容であるし、巻六第9課「本州と四国」では、中国地方の説明に、すさのおのみことが朝鮮に往来した場所の記述があり、古来朝鮮と日本の皇室とのつながりが深いことを教える内容である。また、巻六第16課「京都見物の話」では、京都の案内の中で、明治天皇の御陵・昭憲皇太后の

《表5 地理ニ関スル教材》

| 巻 | 課 | 題 名 |
|----|---------|---------------|
| 巻三 | 第16課 | 山ノ上ノナガメ |
| | 第17課 | 地図ノ見カタ |
| | 第19課 | だいにっぽんていこく |
| 巻四 | 第15課 | 富士山 |
| | 第16課 | 朝鮮 |
| 巻五 | 第3課 | 朝鮮の地勢 |
| | 第13課 | 琵琶湖 |
| | 第18課 | 東京 |
| | 第27課 | 京城 |
| 巻六 | 第1課 | 日光 |
| | 第5課 | 朝鮮地理問答 |
| | 第9課 | 本州と四国 |
| | 第10課 | 大阪からの手紙 |
| | 第16課 | 京都見物の話 |
| | 第18課 | 九州と台湾 |
| | 第19課 | 北海道ト樺太 |
| | 第20課 | 隣国 |
| 巻八 | 第7・8・9課 | 世界(一)・(二)・(三) |

御陵に参拝者が多いという記述があり、天皇への崇拜を導こうとする意図が示されている。このように、「地理ニ関スル教材」であっても、皇室への尊敬が意図された教材が載せられている。

⑥ 「理科ニ関スル教材及ビ実業ニ関スル教材」《表6》

《表6》にあるように、まず、課の数から検討すると、巻二・三ではゼロ、巻四では計1課、巻五では計8課(巻五全体の29%)、巻六では、計6課(巻六全体の21%)、巻七では、計11課(巻七全体の38%)、巻八では、計4課(巻八全体の13%)である。このことから、普通学校最終学年4学年の前期で、理科・実業に関する知識を多く教えて、卒業後の実業への就業に備えさせようとする意図がうかがえる。

また、「理科ニ関スル教材及ビ実業ニ関スル教材」でありながら、取り扱い方でみると、巻六第2課「稲刈」では、稲刈りの大変さとともに、米を粗末にするなという教訓を教えようとしているし、同じ巻六の第7課「甘藷」では、青木昆陽・井戸平左衛

《表6 理科ニ関スル教材及ビ実業ニ関スル教材》

| 巻 | 課 | 題 名 | 内 容 |
|----|---------|--------------|------------------|
| 巻四 | 第6課 | 穀物 | / |
| 巻五 | 第5課 | 雲雀 | |
| | 第6課 | 茶ト桑 | |
| | 第7課 | 生物と無生物 | |
| | 第9課 | 織物 | |
| | 第17課 | 胡瓜ノ花 | |
| | 第22課 | あさがお | |
| | 第24課 | 水と火 | |
| | 第25課 | 炭と油 | |
| 巻六 | 第2課 | 稲刈 | 稲刈りの大変さ、米を粗末にしない |
| | 第6課 | 雁 | |
| | 第7課 | 甘藷 | 青木昆陽・井戸平左衛門の恩に言及 |
| | 第11・12課 | 人ノカラダ(一)・(二) | |
| | 第13課 | 食物 | |
| 巻七 | 第5課 | 我ガ国ノ産物(一) | 農産物の説明 |
| | 第6課 | 我ガ国ノ産物(二) | 工業・養蚕・焼物等の産業の説明 |
| | 第7課 | 焼物ト塗物 | 陶磁器、漆器の説明 |
| | 第8課 | 模様ト色 | 様々な模様と色の説明 |
| | 第11課 | 会社と銀行 | 会社と銀行の業務と仕組みの説明 |
| | 第12課 | 為替 | 為替の仕組みの説明 |
| | 第13課 | 組合 | 組合の仕組みの説明 |
| | 第14課 | 病気 | 伝染病の予防と治療 |
| | 第26課 | 森林 | 森林の有用性 |
| | 第27課 | 材木 | 木の種類と用途 |
| 巻八 | 第28課 | 家 | 家を作る材料と家の構造 |
| | 第11課 | 動物の体色 | 動物の保護色 |
| | 第14課 | 地方金融組合 | 金融組合の仕組み |
| | 第17課 | まっち | マッチの製造工程 |
| | 第18課 | 分業ト共同 | 物の生産での分業と共同の業務 |

門の恩に言及している。このような取り扱い方は、「修身教材」としての役割ももたせているといえよう。

⑦ 「美育ニ関スル教材」《表7》

《表7》のように、日本の子どもがよく歌う歌、天皇が民を思う歌、菊の花を天皇に喩える歌、日本の景観の美しさを称える歌が取り上げられている。特に、天皇や皇太后の和歌を載せて、勤勉に働くことを教えることが意図されたものが多いことが特徴である。

《表7 美育二関スル教材》

| 巻 | 課 | 題名 | 内容 |
|----|------|-----------|-------------------------------------|
| 巻二 | 第4課 | ツキ | 満月がきれいだという内容 |
| | 第27課 | タコ | 「タコタコあがれ」の歌 |
| 巻五 | 第2課 | 春が来た | 「春が来た」の歌 |
| 巻六 | 第4課 | 菊 | 菊の花を賢くて徳の高い君子にたとえて称える歌 |
| | 第17課 | おもいやり | 他人をおもいやる歌 |
| 巻七 | 第1課 | 我が国の景色(一) | 厳島・天橋立・松島の美しい景色の説明 |
| | 第2課 | 我が国の景色(二) | 吉野山・嵐山の美しい景色の説明 |
| | 第3課 | 我が国の景色(三) | 金剛山・万物相・九龍瀑の美しい景色の説明 |
| | 第4課 | 日本の国 | 日本の国は松や花でいっぱい美しい国 |
| | 第24課 | つとめてやまず | 明治天皇の戊申詔書の教えに従い国のために日々働けという歌 |
| 巻八 | 第2課 | 和歌 | 明治天皇・後醍醐天皇の民を思う歌。源実朝と本居宣長の日本人の忠義心の歌 |
| | 第21課 | 金剛石 | 昭憲皇太后の歌（日々励めという内容） |

《表8 家事二関スル教材》

| 巻 | 課 | 題名 | 内容 |
|----|------|-----------|------------|
| 巻四 | 第4課 | さいほう | 着物の世話 |
| 巻五 | 第14課 | さいほうとせんたく | 裁縫と洗濯は女の仕事 |

⑧ 「家事二関スル教材」《表8》

《表8》のように、巻二から巻八の全体で、「家事二関スル教材」は、わずかに計2課しかなく、内容は裁縫と洗濯は女の仕事というものである。

⑨ 「処世上必要ナル普通事項」

これは、上記8項目に分類されない課が該当する。取り上げられた題材は、方角や時刻、暦に関する説明と書状の書き方、あるいは、身近な動物（豚・鶏・鯉・小鳥・蛍・こうもり・熊）や植物（わら・竹）、風物詩（紅葉・雪・雪だるま・水泳・すす払い）、乗り物（汽車・汽船）、名所（奈良の大仏・恩津の弥勒仏）、身近な物（机・電話）、身近な出来事（病気・看病）、文字に関すること（ひらがな・カタカナ・音と訓）、文章に関すること（日記・漢文訓読）である。これらは、実際の生活に必要とされ、日本人ならば知っておくべき必須の事項を厳選し、生徒に教えようとしたものである。

おわりに

第一次朝鮮教育令期の朝鮮総督府の「国語」による「同化」の概念とは、「国民精神の涵養」「有用の知識技能を得しめる」ことであり、その「同化」の概念は、「天皇を尊ぶ」「国のために尽す」「実用」「勤勉」の四つの構成要素からなっていた。そのうち「天皇を尊ぶ」「国のために尽す」「勤勉」を教えることを目的とした教材は、「修身教材」と「歴史教材」、「美育教材」に重点的に配当されていた。とくに、「修身教材」のうち、「皇室ニ対スル心得」に該当する教材は、「天皇への感謝」の気持ちを持たせることが意図され、「国家ニ対スル心得」に関する教材は、生徒に、国家繁栄のために実業に就いて勤勉に働き、争いをせず、従順に役人の命令を守らせることが意図され、「個人トシテノ心得」に関する教材は、生徒に、見栄を張らずに儉約し、実業に励むことを教えることを意図したものであった。また、「実用」を目的とした教材は、「理科・実業教材」に重点的に配当されていた。ただし、「理科・実業教材」でさえ、「国民精神の涵養」に資する役割を担っていた。そして、その他の多くの教材が、「国民精神の涵養」を補足あるいは強化する役割を担っていた。

結局、「同化」の意味とは、朝鮮人が「天皇への感謝」の気持ちを持つとともに、「実用」的な知識技能を身につけ、実業に就いて「勤勉」に働き、役人の命令に従順に従い、「国家に尽す」ような人間になることであり、国語教育はその中心的な役割を担っていたのであった。この日本語による朝鮮人「同化」の意味は、総督府官僚が寺内総督に提出した『教化意見書』に示された、いわゆる「順良化」案の「帝国及皇室ニ対スル感謝報恩ノ情ヲ薰陶スルコトニ止メ其他ハ専ラ個人トシテ生活上必要ナル誠実勤儉規律清潔等ノ諸徳目ヲ教養シテ彼等ニ通有セル諸悪徳ノ矯正ニ努メ結局自勞ニヨリテ安穩ニ自活スル順良ナル帝国ノ臣民ヲ教養スルコト」⁽¹⁰⁾と同じである。このことは、「第一次朝鮮教育令」は、教育方針として「忠良ナル国民ヲ育成」、即ち、「忠良化」を掲げたものの、実態としては、「順良化」をめざしていたといえるのである。

〈注〉

- 1 山中速人「朝鮮『同化政策』と社会学的同化・下—ジャーナリズムをとおしてみた日韓併合時の民族政策論の構造」『関西学院大学社会学部紀要』第46号、1983、pp.297～308。
- 2 本稿では、朝鮮総督府編纂『普通学校国語読本』（1912-1915発行）（福岡教育大学附属図書館所蔵、復刻、笠榮治）、粒粒社、2000、を使用した。なお、本稿は、平成15年度科学研究費補助金（基盤研究(C)2）による研究成果の一部である。
- 3 李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本 朝鮮における初等教科書の推移 1895-1979』ほるぷ出版、

1985, pp.284~298。

- 4 李庸憲『『国語読本』の特徴及び天皇・天皇制』『日本学報』27, 韓国日本学会, 1991, 11, pp.213~243。
- 5 韓中瑄「日帝植民地期教科書比較研究」『日語日文学研究』第36輯, 2001, pp.159~172。
- 6 朝鮮総督府『教育学教科書』附録, p.17, 渡部学・阿部洋編『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』第31巻, 龍溪書舎, 1989, 所収。(以下『史料集成』と略す)
- 7 立柄教俊「朝鮮人教育と国語教授」『教育時論』1000, 1913.1。
- 8 朝鮮総督府学務局編輯課長小田省吾『朝鮮総督府編纂教科書概要』(1917), p.5, 『史料集成』第18巻, 1990, 所収。
- 9 同上, p.13。
- 10 朝鮮総督府「普通学校国語読本編纂趣意書」『普通学校教科書編纂趣意書 第一編』(1916), 『史料集成』第18巻, 所収。
- 11 朝鮮総督府学務局編輯課長小田省吾, 前掲書, 『朝鮮総督府編纂教科書概要』, p.5。
- 12 朝鮮総督府「普通学校修身書編纂趣意書」『普通学校教科書編纂趣意書 第一編』(1916), pp.1~2, 『史料集成』第18巻, 所収。
- 13 朝鮮総督府, 前掲書, 「普通学校国語読本編纂趣意書」, p.4。
- 14 朝鮮総督府学務局編輯課長小田省吾, 前掲書, 『朝鮮総督府編纂教科書概要』, p.13。
- 15 朝鮮総督府, 前掲書, 「普通学校国語読本編纂趣意書」, p.5。
- 16 『教化意見書』(1910), 『史料集成』第69巻, 所収。この文書は, 渡部学は隈本繁吉によるものとしている(渡部学「韓国近代教育史関係史料について—隈本繁吉文書を中心として—」『韓』80号, 1978.10, p.9)が, 阿部洋は, 解題によると, 隈本か彼に近い学務担当者によるものとみている。(阿部洋『日本植民地教育政策史料集成[朝鮮篇] 総目録・解題・索引』龍溪書舎, 1991, p.200)一方, 駒込武は, 隈本繁吉に近い人物によるものであるとしている。(駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店, 1996, p.87)いずれにしても, 朝鮮教育令の策定に深く関わった人物が表したものである。